

(議長)

会議を再開致します。

日程第41、議案第7号から議案第29号及び議案第31号から議案第33号の令和7年度江差町各会計予算並びに関連議案中、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員会、監査委員事務局所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは私から、議会事務局及び監査委員事務局の所管予算につきまして、提案をさせていただきます。

まずは議会費です。予算資料7ページをご覧ください。事業No. 2から5をご覧ください。

本事業では、議員の皆様に係る報酬、期末手当、共済組合費等の人件費の他、旅費、消耗品費、車両借り上げ料及び議会だより印刷費等の議会活動費と事務局経費を計上しています。

各事業費は記載の通りですが、対前年の主な増減内訳と致しましては、議員報酬等では、議員共済組合負担金率の減により62万2千円の減、議会だより作成では、物価高騰に伴う印刷単価の増により8万7千円の増、議会事務局事務では、令和5年度、6年度に整備をした議場音響映像機器に係る保守点検委託費が皆増となりましたことに伴って34万3千円の増額となりました。この他、前年度から大きく変更となったところはありません。

次にNo. 74に飛んで頂きます。監査委員事務です。

本事業では、監査委員の報酬、旅費及び事務局職員の人件費等を計上しています。対前年では、職員及び監査委員の旅費が減額となったことで35万円の減額となりました。私の説明は以上となります。ご審議の方よろしくお願い致します。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えーそれでは総務課関連の予算並びに条例に関して説明をさせていただきます。

まず初めに関連条例の説明をさせていただきます。議案第17号、江差町犯罪被害者等支援条例の制定についてです。議案、議案は77ページから80ページ、定例会資料は16ページから17ページの資料15をご覧ください。

本条例は、犯罪被害による被害者及びその家族又は「ご遺族」に対し、受けた被害の早期回復または軽減を図ることが出来るよう支援策を策定し、規定し、安全で安心して暮らすことが出来る地域社会の実現を目指し制定するものでございます。

本条例で対象とする犯罪被害は、犯罪行為による死亡又は障害で、被害届け出が警察に受理されているもの、又は警察が犯罪被害と認めているものとしております。第3条には基本理念として、個人の尊厳、被害への十分な配慮、支援の継続などを規定しております。第4条から6条には、被害者等に関わる地域社会の役割として、町、町民等事業者の責務、第7条から13条には、被害の早期回復、軽減等を図るための町の取り組みを規定しております。第8条には、遺族に対する遺族見舞い、見舞金30万円、傷害を受けた方に対する傷害見舞金10万円の支給を規定しており、支給対象としましては、犯罪行為が行われ、行われた時に、町内に住所を有することを要件としております。本条例の施行は本年4月1日とし、見舞金の支給は、条例施行の日以降に行われた犯罪行為による死亡又は障害に適用することとしているところでございます。

続きまして議案第18号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の整理に関する条例の制定についてです。議案は81ページから82ページ、定例会資料は18ページの資料16をご覧ください。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律が本年6月1日から施行される刑の種類に変更が生じることから、江差町個人情報保護に関する法律施行条例及び江差町個人情報保護審査会条例で規定している懲役を拘禁刑に改正するものでございます。本条例の施行は法の施行日と同日の本年6月1日としております。

続いて、議案第19号、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。議案は83ページから84ページ、定例会資料は19ページから20ページの資料17をご覧ください。

本条例は、令和6年6月に公布された江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域の共生に関する条例第22条に規定する江差町再生可能エネルギー検討協議会の委員に対する報酬を追加するもので、学識経験者、日額3万円、学識経験者以外、日額2千円とし、本年4月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第20号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案は85ページから95ページ、定例会資料は21ページから

41ページ、資料18と19をご覧ください。

本条例は、人事院勧告に基づくもので、給料表の改定、扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当に関するものとなっており、本年4月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第21号、江差町職員の勤務時間及び休日等に関する条例の一部を改正する条例についてです。議案は97ページから98ページ、定例会資料は42ページから44ページの資料20をご覧ください。

本条例は、育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象範囲を拡大することや、配偶者等の介護についての申し出がなされた場合の意向確認などを規定するものでございます。

続いて、議案第22号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。議案は99ページから100ページ、定例会資料は45ページの資料21をご覧ください。

本条例は、関連法律の改正に伴い、条ずれが生ずることから一部改正するものとなっております。

続いて、議案第32号、江差町再生可能、可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例についてです。議案目次その2の5ページから6ページ、定例会資料No. 2-3から4ページの資料32をご覧ください。

本条例は、今後、北海道檜山沖風力発電事業の加速化が予想されることから、一般海域における占用公募制度の運用指針との齟齬が生じないように、条例第14条に規定する再エネ事業実施の事前届け出から海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律による事業を適用しない旨を規定するものです。

また第23条には、罰則・過料5万円、21条に命令を加え、第22条の公表を一部改正し、罰則までの制度、制度化を図る事としております。本条例は、本年4月1日から施行することとしております。

以上が、当課の関連する条例の説明となります。

続きまして、予算に関する説明をさせていただきます。予算に関しましては、昨年度と大きな変更がある部分のみの説明とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

事業番号11、行政情報化電子自治体推進でございます。前年比、約840万円ほどの増額となっております。増額となった主な理由は、これまでシステムを運用していた課が所管していた予算を総務課に集約したと言う事で、大幅な増額になったものでございます。

続きまして、事業番号13、自治体情報システム標準化事業です。前年比約2,300万ほどの大幅な増額となっております。7年度は、総合行政システム戸籍統合システム、健康管理システムの標準化にいよいよ着手すると言う事、加えて国保システムの標準化に関わる負担金を支出すると言う事での増額となったものでございます。

続きまして、事業番号71番、参議院議員選挙通常選挙に関わる経費でございます。

本年7月に執行が想定されている選挙に関わる費用1,164万ほどを計上したものでございます。

続きまして、128番、南部桧山衛生処理組合負担金、前年比約700万円ほどの増額となっております。当組合の予算総額としますと前年比約6,700万ほどの減額予算となっておりますが、昨年まで予算として組み入れていた繰越金が無くなったことに伴って、町の負担額が増えたものでございます。

続きまして、事業番号280番、えー行政組合分担金として常備消防費です。前年比約3,900万円ほどの増となっておりますが、こちらは職員数が増えると言う事、加えて人事院勧告に伴う給与の見直し等による増額となっております。

続いて282番、えー消防ホース購入事業に関わる行政組合分担金です。こちら対応年数が超過した消防用ホースを整備すると言う事で、新たに297万の予算化を図ったものでございます。

続きまして284番、同じく共済組合分担金の自動火災報知器330万ほど計上させて頂いてございます。こちらは消防庁舎の1階2階に関わる設備の更新と言う事で、新規事業となったものでございます。

続く285番、消防団詰所改修でございます。豊川詰所のトイレ、現在和式となっておりますが、こちらを洋式化すると言う事での事業費約120万を計上させて頂いております。

続きましてNo. 289番、災害備品整備です。定例会資料は12ページのNo. 12となっております。前年比246万ほどの増額となっておりますが、今回は能登半島地震への支援、そう言ったものを踏まえて、経験を踏まえて冬季対策として、寝袋やストーブの増を図ると言う事で増額をとしたものでございます。

続きまして292番、防災情報伝達システム整備事業です。定例会資料は14ページから15ページ、No. 14をご覧ください。

昨年実施設計を組みましたが、いよいよ7年度は事業化を図ると言う事での予算化をお願いするものでございます。資料14に記載してありますように、整備内容としますと情報配信用操作端末を役場、それと消防にそれぞれ一式整備すると言う事加えて、屋外拡声装置いわゆる水面装置、こちら28機整備すると言う事。

更には個別受信機750台。これは私ども、今想定しているシステムと言うのは、携帯電話網を使って、皆さんがお持ちの携帯電話・スマートフォンに情報を江差に居なくても情報発信すると言う事を基本としてございますが、これらの機器を持たない方を750、最大750と言う事で見積もった中で個別の受信機を整備するものでございます。

加えてタブレット端末40台、聴覚障害者用に整備を図ります。

システム構成としますと、屋外スピーカー更には戸別受信機による音声発信、それとは別にスマートフォンなどICT機器への文字配信を行うというものでございます。

えー5の財源内訳をご覧ください。緊急防災減災事業債の下に戸別受信機貸し出し料、

195万3千円を計上してございます。こちらは、1台当たり3千円の、を貸し出し料として、650件ほどの貸し出しした際に貸し出し料を想定しているという内容でございます。3千円の根拠としますと、現在、高齢者が、高齢者に貸し出しをしている緊急通報システム、失礼しました。こちらの貸し出し料が2,500円と言う事になっておりますので、それらを踏まえて3千円と言う事にしてございます。

ちなみに先ほど750台の個別受信機とさせて頂きましたが、想定しているのは75歳以上のこういった機器を持っていない世帯、約550世帯、それとは別にこういう機器は持っているけども貸し出しを希望したいという世帯の100台を想定したものでございます。

ちなみに550台の根拠としますと、昨年、あっ失礼しました。令和6年から計画がスタートしております第9期町の高齢者福祉計画策定時の電子機器の保有状況アンケート調査を踏まえて、こういったスマートフォン等っていない割合に応じて積算した台数が550と言う事でございます。

続いて、事業番号293、空き家等実態調査及び住宅地区LIGWAN整備。資料は13となります。こちらは資料にも記載してございますが、従前に、平成28年度に調査した以降の現状を改めて江差町内における空き家実態の調査を図るというものでございまして、内容としますと、空き家の現地調査、台帳データ整備、所有者の意向調査、不良の判定報告書作成更には防災パークと、こちらに防災パークとありますが、これ具体的にどう言う事かといいますと、江差町における災害リスクを住宅地区に落とし込んで、その住宅にどの程度の戸数があるのかというようなそういう地図情報と空き家情報などを組み合わせることが機能を持たせたものとなってございます。事業費は878万5千円、新規事業となります。

はい、すいません。以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

(議長)

以上で説明、補足説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

すいません。2つかな。ちょっと2つお聞きします。

今一番最後の、えー江差町防災情報システム整備。あの一事業費、事業費これも4

億、えっ1千万、100万も、これだけ大きな事業費がA4一枚で説明するっちゃうのは何ともちょっと、何、何なんて表現使っているのかですね、4億ですよ4億。

あの一まっ本当はちょっと色々聞きたいところですけど、まず1点。えー750台。いやこれ、そんな簡単な部分で、ベースとしてその調査で大丈夫なんですか。そのスマホ持ってるけれども、ネットを繋いで無いて結構いますからね。もう電話しか使っていないとか、そもそも持ってるけど慣れてないとか、あんまり使ったことないとか。だからここに設置を希望する世帯っていうのは、どういう意味合いがあるのかなって言うのもちょっと合わせて、この個別受信機の750っていうのが大丈夫なのかなってのがちょっと1つ。ありますね。

それからもう1つ。えっと一屋外の拡声器これ、ちょっとごめんなさい、現在の28と同じものをきちっと直すのでしたっけ。増やすのでしたっけ。ごめんなさい、ちょっとそれも単に、今あるものを置き換えるだけじゃなくて性能的にもしっかりとしたものを聞きづらいとか、音が割れるだとか云々かんぬんと言う事があったんですけど、それが今、どういうふうになるのかもちょっと2点目。

それからちょっと行ったり来たりで申し訳ないんですが、ここの説明に、ちょっと上に、緊急時だけでなく平常時における広報行政連絡などでの活用を予定しておりますと。この間、熊のも熊のことについてもいいんじゃないかとかですね色々ありました。改めて、つまり防災、消防だけではないという点で、ただどの程度、行政連絡を想定しているのか。まだコンクリートになるのはなかなか難しいかと思うんですが現在想定。在るところでは、本日、誰々さんの葬儀がありますと言うところまでやりますね。あの一知ってるかと思うんですけども使ってます。だからいい悪いはちょっと私あれですが、どこまで考えてらっしゃるのか。活用ですね。

あと最後。これ予算書見ましたら、予算書を見ましたら、委託費、委託に防災情報伝達システム整備で4億6,500万ですから、この、この金額が、えーシステム整備全部委託、この委託の金額の中に全部さっき言った拡声器から個別受信機から何かからかにまで全部委託業者が全部やると言う事なんですか。ちょっとあまりにもこの1枚ですからね、あの一質問するにも、この、こんな大事な事業をですね、ちょっとと言う事ではありますが、それが一つ。

あと、休憩中にちょっと課長にちょっと聞いたんですが、再生可能エネルギー推進事業、何、これお聞きしましたら、これもよろらしょ。えーと予算書に再生可能エネルギー検討協議会支援業務と言う事で581万あります。あの町長の執行方針の中にもありましたが、この1年間通して具体的に検討協議会で、この金額を使って、えー何を想定されて、現時点でですね、何を想定していらっしゃるのか業務として、ちょっとお聞きしたいなと思います。以上です。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えーまず初めに、防災情報伝達システムに関するご質問からお答えさせていただきます。

えーまず、個別受信機の数量についてのご質問がございました。私どもが想定しておりますのは、75歳以上の世帯、江差町では現在1,000世帯でございます。その内の550と言う事ですから半数を想定していると言う事になります。えー先ほどお話しさせていただきましたが、アンケート調査でスマホ等を持っているという方を除外させていただきます。

ただし、必ずしも持っているから全て駄目ですよと言う事では無く、例えば家にもやっぱり置いておきたいんだという方に関しては、別に貸し出しも想定をしているという内容になってございます。こちらが1点目です。

続きまして拡声器です。資料のですね15ページに、あのちょっと見づらいんですが、実はこちらにはNo. 29までございます。えー今回私どもの方で再整備するにあたっては、スピーカーの支柱、これはそのまま生かします。スピーカー自体は取り替えると言う事にしております。そして29あるんですが、6年度で調査をした中で1つ必要がないと、29から1つ除いても十分住宅には音声を届けることが出来ると言う事で、そういう意味で28のスピーカーを設置すると。スピーカーは高性能も含めて更新を図る。ただし、支柱は活用して行くという内容が2つ目でございます。

続いて平常時の活用についてです。まあ私ども今想定しているのは、広く防災だけではなく、広く活用できるシステムと認識してございますが、ただし、あまりにも最初から通常のを情報を流すことで、本当に大事なものが聞き取れなかったとかと言う事があり得るかなというふうに思っております。最初からフルに情報流すと言う事ではなく、まずは防災に関する部分をメインに、まずは皆さんに慣れて頂いて、それから徐々に町から発信したい情報、そう言ったものを加えていければなというふうに考えてございます。

続いて委託費。まあこの委託費の中に、今回のシステムに関わる全てのものを含めているという内容になってございます。

えー続きまして再エネ活用事業に関する質問、2つ目に大きくございました。

事業内容と言う事でございますが、私ども平成5年度に再エネに関するマスタープランを策定し、同時に実行計画なるものを策定させていただきました。加えて再エネに関するマップを作成させて頂いて、その中で保全すべきエリア、不適エリア、調整エリア、促進エリアというものを設定させていただきました。

今回これらの再エネに関する協議会での議論を通じて、エリアから促進区域というものを設定すると言う事の議論をして頂きました。この区域化を図ることで、事業者にとりましては、環境影響評価に関わる作業の省略化が出来ていたりとか、逆に私ども町としますと、その事業が果たして江差町にとってどういった効果がもたらされる、

もたらされるものなのか、そういったことを審議する場という部分での協議会を設定をさせて頂きました。

まっ先ほど申しましたように、今回は大きくは、分かり易いところで言いますと、区域を設定したと、再エネの再生可能エネルギーの促進区域を設定させて頂いたと言うのが、6年度の大きな内容かなというふうに考えております。以上でございます。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

課長すいません、今、最後の、ちょっと金額にこだわって申し訳ないんですが、581万と言う事で、単にこれ協議会で会議をやるだけではなく何か一定の業務を、え一委託して、成果品も含めて結構な金額で求める。さっき言った何か物としてですね、それどういうものを今年度を考えていらっしゃる、先ほど説明ありましたが、具体的にですね、そこもし分れば教えて下さい。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

過年度としますと、6年度までの協議を踏まえて、今私どもが先ほど再エネマスタープランという事をご説明させて頂きましたが、これらの計画の見直しという部分も具体的に作業として出てきます。そういった見直し年に向けた議論をして行くと。その時には学識経験者の知識を借りたり、若しくは事業者、専門知識を有する事業者の知恵を借りる、若しくは、え一会議を運営して行くという部分での費用と言う事で500万ほど計上させて頂いているという内容になってございます。

(議長)

他に質疑はありませんので。

「飯田議員」

はい。議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

すいません、もしかしたら聞き逃したかもしれませんけど、空き家等の実態調査、ここでいいんですよね総務課長。

えーとこれは、調査はですね、民間業者に委託をして調査をするという押さえでよろしいですか。

それと1点、もう1点ですね。これまあ地図にL GWANで起こすと言う事ですけども、その結果地図は公開するんですかどうか。

それから業者に委託した場合、その危険空き家までの判定も含めて、調査結果として出して貰えるのか、その3点について質問致します。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長、ちょっとその前にお待ち下さい。

定刻の時間が迫っておりますが、えー全ての審議が終了するまで会議時間を延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

えー異議なしと認め、全ての審議が終了するまで会議時間を延長することと決定致しました。

(議長)

それでは、えー総務課長の答弁をお願い致します。

「総務課長」

はい。只今のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の委託に関わる部分です。こちらは民間に委託してございます。えー地図との連動の図れる事業者と言う事での想定をしてございます。これが1つ目です。

2つ目。地図の公開という部分ですが、えー基本的には公開出来るものというふうに考えてございます。と言いますのは、この地図を元に防災に役立てるという意味合いも持ってございます。先ほど防災、えー失礼しました。災害リスクとの連携というような言葉をちらっとお話させて頂きましたけれども、地域でどのような、えー情報、あーリスクが有るのか、それは住宅に落とし込んだ時にどういったものなのかというような活用も出来る事から公開と言う事も可能というふうに考えてございます。

3点目、危険空き家の部分です。住宅に関する判定を想定してございます。私ども現在、こちらの方のマニュアル等、北海道が策定したマニュアル等に基づいて、危険空き家等の判定をしてございますが、同じ基準をもって調査をして頂くと言う事を想定したものでございます。以上です。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

ちょっとやっぱり個人情報の部分でですね、やっぱり例えば色々な状況で解体出来ないとかっていう、そういう部分が多いと思うんですね。そういう所の個人情報を含めて、その辺の関係はどうなるのか。

あとは一般住宅、民間もそうですけども、行政財産の部分でのそういう危険な建物等々の扱いはどうなりますかね。その点2点お願い致します。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

まず1点目個人情報の関係ですが、えーと公開という部分での質問に関連してございますが、闇雲に全て公開すると言うものではございません。どこどこの家が危険家屋になっていると言う事を公開する予定はございません。

ただし、えーと広く住宅地図を活用した中で、例えば、避難行動の、避難行動の個別計画を立てるに当たって、どこにそういう通路が有るかだとか、そういった部分での活用と言うのも、見込ま、見込む事が出来ますので、そういう意味での公開というふうに考えてございまして、必ずしも全て危険家屋がどこどこの家の誰々さんの建物を表示すると、それを見せると言う事では無いという事でまずご理解をお願いしたいと思います。

続きまして行政財産の部分ですが、私ども行政財産に関しましては、えー役場の建物、役場に管、役場が管理している建物に関する計画を持ってございます。

議員ご承知の通り、いつ、どの時点で解体するかというようなところまでは踏み込んだ情報ではありませんが、えー今回のこの情報に関しては、基本は民家、住家を対象にしていると言う事でご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

質疑希望ありませんので、議会事務局総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明員入れ替えのため暫時休憩致します。

休憩 16 : 59